

安全衛生経費の適切な支払いのための 実効性ある施策について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

企画専門官 きのした 木下 せいいち 誠一

1. はじめに

建設業は「人材」で成り立っており、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項である。建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向にあり、昭和47年には2,400人にも上っていた労働災害による死亡者数は、令和4年には281人まで減少している。

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事現場での災害により、年間約350人もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

国土交通省では、厚生労働省等の関係機関や業界団体等とも連携して、平成29年6月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に記載された施策を進めているところである。

2. 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）

国土交通省では、建設工事における安全衛生経

費が下請負人まで確実に支払われるような実効性ある施策を検討することを目的に、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」（以下、「実務者検討会」という）（座長：芝浦工業大学 蟹澤宏剛教授）を設置し、平成30年6月から計7回にわたり検討を行い、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」（以下、「提言」という）が令和4年6月に取りまとめられた。提言の概要を以下に示す。

（1）基本的な考え方

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

- ① 安全衛生経費の「見える化」
- ② 安全衛生経費に関する意識改革
- ③ 安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

（2）安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策

- ① 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及
- ・元下（元請－下請）間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図る

ため、建設工事の工種ごとに安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る。

- ・下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る。

② 安全衛生経費の必要性や重要性に関する戦略的広報

- ・適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- ・インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- ・安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
- ・全国安全週間などでの集中的な広報
- ・発注者向けのリーフレットの作成
- ・一人親方向けリーフレットの作成

③ 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- ・安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
- ・人材の育成
- ・各主体がまとめたガイドブック・事例等をホームページで一元化
- ・建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）の徹底

3. 安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

提言を踏まえて、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」（以下、「WG」という）（座長：芝浦工業大学 蟹澤宏剛教授）を令和4年11月に設置した。

WGでは、令和4年度には「安全衛生対策項目の確認表」、令和5年度に「標準見積書」の検討を

行い、平行して安全衛生経費の必要性や重要性に関する戦略的広報についても検討することとした。

4. 安全衛生対策項目の確認表

提言において「建設工事の工種ごとに安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る」とされていることを踏まえ、先行的に「型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅」の5工種を対象に検討・作成に取り組むこととし、工種ごとに関連する専門工事業団体等や元請の立場等から建設業団体等からなる各工種の検討チームを設置し、協力を得ながら進めることとした。

安全衛生対策項目の確認表を作成するために、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、それに基づく省令等から、建設工事で必要となる安全衛生対策項目を約1,700項目抽出し、労働安全衛生法の章立てに基づき整理し大中小の項目に分類したデータベースとして整理した。

データベースの大項目と現場で特に必要性が高いと考えられる中項目の対策を抽出し、確認表（全体素案）として整理し、それをたたき台として検討チームごとに各工種における確認表の検討を行った。

確認表（全体素案）に対しての検討チームの意見としては、建設業団体等からは「統一様式を作成し現場の特殊性に応じて追記できる欄を設ける方が良い」、「対策項目は個別の記述を増やさなくて良い」といった意見があった一方、専門工事業団体からは確認表に必要な対策項目に各工種によってばらつきが出たことから、WGにおいて、確認表の取りまとめの方向性を以下のとおりとした。

- ・安全衛生対策については、各工種の実情を踏まえ、確実に実施されることが重要であることから、元請・下請の役割を確認できるよう、また、下下（下請－下請）間での活用も踏まえ、工種ごとに確認表を作成する。
- ・安全衛生対策項目の参考ひな型を作成することにより、他の工種における安全衛生対策項目の

確認表の検討促進に活用する。

- ・参考ひな型の記載については、工種により対象機種が異なるため、細かな例示とはしない。

上記の取りまとめ方針に従い、検討チームから意見を伺いながら検討し、第3回WGにおいて安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型案)が概ね取りまとめられた。その考え方を以下に示す。

- ・確認表は、建設工事従事者の安全及び健康を確保する上で必要な対策であり、元下間・下下間の請負契約で行う「当該工事」において必要となる安全衛生対策を明確にするため、活用するもの。
- ・元下間・下下間で実施分担等を確認する必要性の高い項目については、確認表のチェック欄を用いて確認する。
- ・法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな項目については、チェック欄を設けないもの、主な項目については確認表に記載することにより、元下間・下下間で安全衛生意識の共有を図る。
- ・今後、確認表の活用を広く促進できるよう、確認表の考え方や活用方法について説明書を作成する。

現在、参考ひな型及び各工種の確認表の最終確認等を行うとともに、説明書の検討を進めているところであり、公表後においては、参考ひな型を参考にその他の工種における確認表の作成・普及を進めていく。

また、本年度は、下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」をWGにおいて検討・作成に取り組んでいく。

5. 安全衛生経費の必要性・重要性に関する戦略的広報

国土交通省では、安全衛生経費の

確保の必要性や重要性について、これまで、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定やリーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」の作成・配布などを通じて、建設業者等に対してその周知に努めてきているが、提言では、地方公共団体や民間企業などの発注者、元請や下請となる建設業者、国民に対してよく理解されるよう、また、下請から元請等に対し、安全衛生経費を要求しやすい環境整備のために、安全衛生経費の必要性や重要性に関して戦略的な広報に取り組むことが必要とされた。

検討チームからの意見も含めWGで議論した結果、「効果的に広報を行うために厚生労働省や関係団体と連携して行うことが必要」、「個人の発注者向けリーフレットは工務店が個人の発注者に説明できるよう工夫が必要」、「住宅リフォームの個人の発注者の理解を得るため、当該発注者への説明を行うリフォーム取扱店の窓口担当者に対する広報が必要」などの意見をいただき、戦略的広報の方向性を作成した。概念図を図-1に示す。

6. おわりに

安全衛生経費が下請負人に確実に支払われ、建設工事従事者の方々が建設現場で安全に安心して働くことができるよう、引き続き、関係者の皆さまにもご協力を賜りながら、しっかりと取組を進めてまいりたい。

広報対象者		広報施策	
元請企業・下請企業		○適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実 内容:最新データ(建設業における労働災害件数等)安全衛生経費の解説等	○インターネットやソーシャルメディアでの情報発信 ○全国安全週間などの集中的な広報 ↓ 全国建設業労働災害防止大会での広報
一人親方		○一人親方向けのリーフレットの作成 内容:安全衛生経費の必要性の解説(法令趣旨等)確認表及び標準見積書の活用方法	
発注者	地方公共団体・民間企業	○発注者向けのリーフレットの作成 内容:根拠法令に沿った安全衛生経費の重要性安全衛生対策項目の周知住宅等建設時における安全に配慮した施工事例等工務店が個人の発注者に説明できるよう工夫リフォーム工事で必要になる安全衛生経費を工別に例示	
発注者	個人 (戸建住宅・マンション・アパートの発注者)	○安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布 内容:安全衛生対策や安全衛生経費に関するミニ情報等	
個人 (発注者以外の国民)			

図-1 戦略的広報の方向性